誘導施設の休廃止届出書 【都市レベル・地域レベルの都市機能誘導区域内】

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・ 廃止)について、下記により届け出ます。

年 月 日

酒田市長 殿

届出者 住所

氏名

電話番号(携帯)

1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の 名称、用途及び所在地			
2 休止 (廃止) しようとする年月日	年	月	日
3 休止しようとする場合にあっては、そ の期間	年	月	日
4 休止(廃止)に伴う措置			
(1)休止(廃止)後に誘導施設を有する 建築物を使用する予定がある場合、予定 される当該建築物の存置に関する事項			
(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する 建築物を使用する予定がない場合、当該 建築物の存置に関する事項			

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。
 - 3 添付書類 1) 当該誘導施設及び周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1,000 分の 1 以上)
 - 2) その他参考となるべき事項を記載した図書